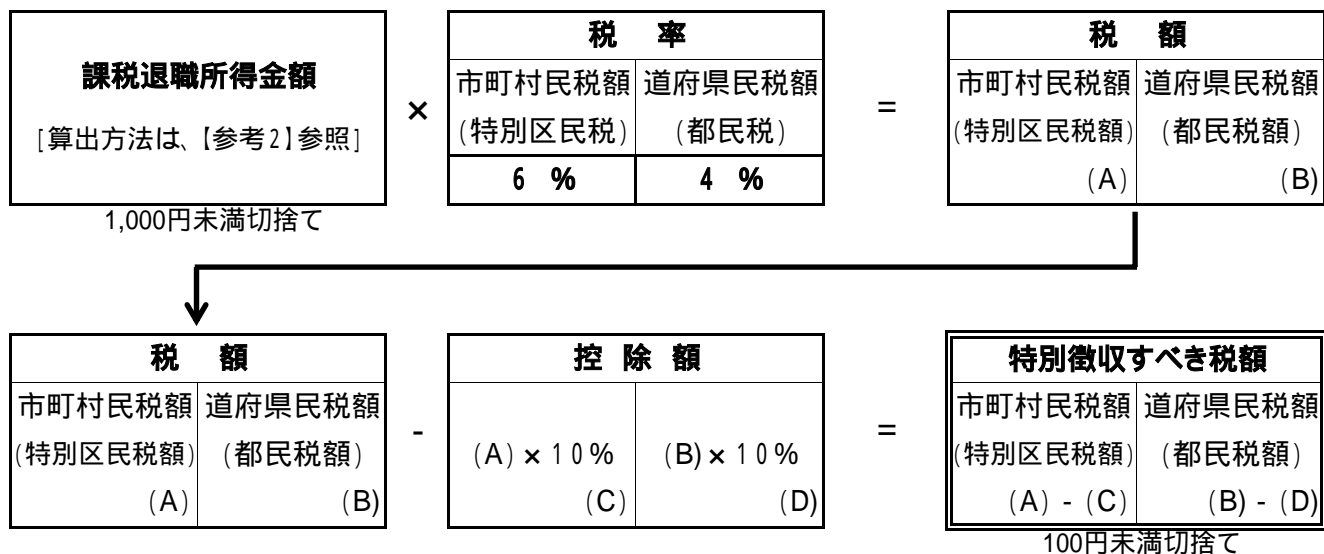


## 退職所得に対する住民税の計算方法について（特別徴収）

- 平成19年1月1日以降適用 -

平成18年度の税制改正により、平成18年末をもちまして「退職所得に係る市町村民税・道府県民税（住民税）の特別徴収税額表」が廃止されます。これに伴いまして、平成19年1月1日以降に支給される退職手当等に対する住民税額は、税額表によらず、以下の方法で算出していただくこととなりますので、ご注意ください。

なお、退職所得そのものの計算方法は従来どおりです。



### 計算例

勤続年数24年5か月で退職し、12,223,632円の退職手当等を受ける場合

勤続年数は切り上げて「25年」になります。

退職所得控除額の計算【【参考3】参照】

$$800\text{万円} + 70\text{万円} \times (25\text{年} - 20\text{年}) = 11,500,000\text{円}$$

課税退職所得金額の計算

$$(12,223,632\text{円} - 11,500,000\text{円}) \times \frac{1}{2} = 723,632\text{円} \times 1/2 = 361,816\text{円} \quad \mathbf{361,000\text{円}} \text{ (1,000円未満切捨て)}$$

税額の計算

< 10%控除前の税額計算 >

	退職所得金額	税率	=	税額(10%控除前)
特別区民税	361,000円	6 %	=	21,660円
都民税	361,000円	4 %	=	14,440円

< 10%控除の計算 >

	税額(10%控除前)	控除額(10%)	=	差引税額
特別区民税	21,660円	2,166円	-	19,494円
都民税	14,440円	1,444円	-	12,996円

特別徴収する税額（100円未満切捨て）

特別区民税	19,400円
都民税	12,900円

## 【参考1】退職所得に対する住民税のあらまし

給与所得など一般的な所得に対する住民税は、所得のあった翌年に課税する「前年所得課税」となっています。

これに対して、退職所得に対する個人の住民税は、所得税と同様に他の所得と区分して退職手当等の支払いの際に、支払者が税額を計算し、退職手当等の支払い金額から税額を差し引いて市町村民税と道府県民税を合わせて市町村に納入することとされています（現年分離課税）。

### 課税する市町村

退職所得に対する住民税を課税する市町村は、対象者が退職手当等の支払いを受ける日（通常は退職した日）の属する年の1月1日現在の住所地の市町村です。

### 課税されない人

- (1) 退職手当等の支払いを受ける日の属する年の1月1日現在に生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- (2) 退職手当等の支払いを受ける日の属する年の1月1日現在に国内に住所を有しない人
- (3) 退職手当等の金額が退職所得控除額より少ない人  
死亡により支払われる退職手当等に対しては住民税は課税されません（相続税の課税対象となります）。

## 【参考2】課税退職所得金額の計算

$$\begin{array}{|l|} \hline \text{課税退職所得} \\ \text{金額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|l|} \hline (\text{退職手当等の金額} \\ - \text{退職所得控除額}) \\ \hline \end{array} \times \frac{1}{2}$$

(1,000円未満の端数切捨て)

## 【参考3】退職所得控除額の計算

勤続年数が20年以下の場合

40万円 × 勤続年数（80万円に満たないときは、80万円）

勤続年数が20年を超える場合

800万円 + 70万円 × （勤続年数 - 20年）

退職手当等の支払いを受ける人が在職中に障害者に該当することになったことにより退職した場合には、上記の金額に100万円を加算した金額が控除されることとなります。

## 【参考4】退職所得に対する所得税の税率(平成19年1月1日以降適用)

課税退職所得金額 (1,000円未満切捨て)	税率	速算控除額
～ 195万円以下	5 %	0円
195万円超 ～ 330万円以下	10 %	97,500円
330万円超 ～ 695万円以下	20 %	427,500円
695万円超 ～ 900万円以下	23 %	636,000円
900万円超 ～ 1,800万円以下	33 %	1,536,000円
1,800万円超 ～	40 %	2,796,000円

求める税額 = × -

詳細につきましては、最寄りの税務署にお問い合わせください。

<b>お問い合わせ先</b>	<b>豊島区役所 税務課</b>	<b>電話(3981)1111 [代表]</b>
<b>税額計算について</b>	区民税調整係 区民税第一係 区民税第二係	内線 2314、2321、2325
<b>納入について</b>		